

船舶事故調査（貨物船 OCEAN ARTEMIS 潜水艦そうりゅう衝突）について
（経過報告）

令和4年1月20日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年2月8日、高知県土佐清水市足摺岬南南東方沖において発生した船舶事故（貨物船 OCEAN ARTEMIS 潜水艦そうりゅう衝突）について、令和3年2月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、さらに事実の確認及び分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

令和3年2月8日10時58分ごろ、高知県土佐清水市足摺岬南南東方沖において、貨物船 OCEAN ARTEMIS（以下「A船」という。）と潜水艦そうりゅう（以下「B船」という。）とが衝突した。

B船は、乗組員3人が負傷するとともに右舷潜舵の曲損等を生じ、A船は、右舷球状船首部外板に亀裂等を生じた。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名し、後日、3人の地方事故調査官（神戸事務所）をそれぞれ指名した。現時点までに、船体調査（A船及びB船）、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

A船は、船長ほか20人が乗り組み、岡山県倉敷市水島港に向けて北東進中、また、B船は、艦長含め約90人が乗り組み、水中に全没した状態から潜望鏡等の一部を水面

上に露出することのできる深度まで上昇しながら南進中、令和3年2月8日10時58分ごろ、高知県土佐清水市足摺岬南南東方沖において、両船が衝突した。

(2) 死傷者

A船：なし

B船：負傷3人

(3) 船舶の損傷等

A船：右舷球状船首部外板に亀裂等

B船：右舷潜舵の曲損等

(4) 気象・海象等

本事故現場の北北西方約5.2kmに位置する足摺岬の清水特別地域気象観測所における11時00分の風速は4.1m/s、風向は西北西であった。

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、更なる事実確認及び分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえ、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。